

令和2年度 事業計画

社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会

【基本方針】

今日の地域社会において、従来の福祉施策では解決できない福祉課題や生活課題を抱えている方が増え続けています。それらの課題を地域ぐるみで受け止め、不安や悩みを軽減していくため、第2期古賀市地域福祉計画・第5次古賀市地域福祉活動計画（以下「第5次計画」という。）に基づき、市民や古賀市と共に「こまったときはお互いさま たより合えるまち～つながりあう地域をめざして～」の実現に向け、それぞれの役割を担いながら、共働して取り組んでいきます。

令和2年度は、次の4つの重点目標に基づき事業を実施します。

重点目標1 地域福祉の推進

第5次計画に基づき、市民や古賀市と共に井戸ばた座談会を実施し、地域福祉活動者・団体への効果的な活動支援を検討し、地域福祉の推進を図ります。特に、「災害」をテーマとした井戸ばた座談会を実施し、日頃の地域のつながりづくりを推進します。また、市民の権利擁護に関する総合相談窓口の拡充を図り、市民後見人等が安心して活動できる支援体制を強化します。

- 第5次計画の推進
- 地域福祉活動者・団体（福祉会、ボランティア、サポーター）への活動支援
- 権利擁護事業実施体制の強化

重点目標2 介護保険事業等の健全運営

高齢になっても障がいがあっても、住み慣れた地域で、末永く安心して暮らしていけるよう、事業課内及び法人全体での連携を強化し、利用者に寄り添った支援を行います。特に、通所介護事業では、介護予防重視の観点から、総合事業の運営やサービス提供体制の見直しを行います。また、事業を安定的に継続するため、職員の確保と適正な職員配置を図ります。

- 総合事業の運営やサービス提供体制の見直し
- 安定的な事業継続に向けた職員の確保

重点目標 3 社会福祉センターの活性化

指定管理者事業計画に基づき、高齢者から子ども達まで幅広い世代が、安全で安心して集える居場所の充実を図ります。

- 幅広い世代の居場所づくり
- 送迎バスの有効活用

重点目標 4 法人運営の基盤強化

社協事業である地域福祉事業、介護事業、センター事業について、効果的なPRを行い、社協の市民周知を図ります。また、会員制度については、福祉会をはじめとする地域福祉活動者や区長、組長の皆さまとの連携協力により、加入促進を図ります。さらに、市内社会福祉法人との連携により、既存の制度では対応できない生活課題の解決に向け取り組みます。

- 社協の市民周知
- 会員制度の加入促進
- 市内社会福祉法人との連携

【 実施計画】

<地域福祉部門>

1 地域福祉事業の推進

《事業目標》

第5次地域福祉活動計画において、井戸ばた座談会は重点事業となっています。そこで、令和2年度は特に「災害」という市民にとって身近で関心の高いテーマをもとに、改めて自分たちが住む地域を振り返る、地域について考えることができる場として、井戸ばた座談会を実施していきます。

また、災害時に限らず、今後の地域共生社会を実現するためには、市民、古賀市、社協との強固な連携が不可欠です。地域における様々な生活課題への対応、より充実した支援体制の確立のために、三者の連携により事業を推進していきます。

(1) 第5次地域福祉活動計画の推進

①井戸ばた座談会の実施

- ・地域での市民や団体等との座談会の継続実施
- 災害をテーマとした井戸ばた座談会の実施

(2) 小地域福祉社会活動の推進

①区福祉社会活動の充実

- ・区福祉会への助成（運営助成、事業助成）
- ・サロン活動の支援
 - 高齢者のみならず、全区民を対象としたサロンの展開
 - 定期的開催による地域の集いの場づくり
 - 地域派遣ボランティアへの協力要請
 - 担い手の確保等による環境整備
- ・見守り活動の支援
 - 民生委員・児童委員協議会との連携
 - 福祉会による定期的訪問、ケース記録等の作成
- ・ミニミニ研修の開催
- ・新任福祉員研修の開催
- ・社協ホームページでの各区福祉社会活動内容の紹介
- ・福祉会長を対象としたアンケート調査の実施

②校区福祉社会活動の充実

- ・校区福祉会定例会議を通しての情報交換と区福祉社会活動の充実
- ・校区福祉会への助成（運営助成、事業助成）

③古賀市福祉社会連絡会の支援

- ・役員会、連絡会の定期的開催
- ・福祉社会活動の充実に向けた研修の実施

(3) 高齢者、障がい児・者の活動支援

- ・各種団体への助成(運営助成、事業助成)

(4) 子育ての応援

- ・小学校入学祝品の贈呈

(5) 古賀市関係機関との連携

①各種会議を通じての情報共有、課題協議等

- ・六者会議(福祉課、予防健診課、子育て支援課、介護支援課、生涯学習推進課、社協)
- ・古賀市在宅医療・介護連携協議会「コスモスネット」
- ・地域ケア会議
- ・その他会議

(6) 各種貸出事業

- ・車いす
- ・チャリティ号
バスハイク相談の実施
- ・車いす対応車
- ・チャイルドシート
- ・レクリエーション用具

2 ボランティアセンター活動事業の推進

《事業目標》

超高齢社会を迎えている今、地域住民を中心とした支え合いが必要となっています。そのためにも、住民自らが身近な課題に気づき、地域福祉に対する理解や関心を高め、課題解決のために取り組む意欲を育てることが重要です。

また、地域課題が多様化する中で、生活支援に関するボランティアのニーズも高まっています。それぞれの状況に応じたサポートができるボランティア活動者の発掘・育成に取り組んでいきます。

福祉学習においては、社会福祉法人やNPO法人等と連携し、福祉学習の充実を図ると共に、住民同士が学び合える機会をつくっていきます。

さらに、災害ボランティア本部の設置・運営においては、円滑な対応ができるよう、近隣社協との連携や職員のスキルアップを図ります。

(1) ボランティア活動の推進

- ・活動の場の提供と調整
- ・活動助成金の交付
- ・ボランティア交流会の開催
- ・ボランティア活動保険への加入周知
- ・市民活動支援センター“つながりひろば”との情報共有

(2) ボランティア活動者の発掘・育成

- ・ボランティア講座の開催
- ・個人、団体ボランティアの登録推進
- ・登録団体への活動体験受入れ

(3) 福祉学習の推進

- ・社会福祉協力校への助成金交付
- ・学校、地域、企業への支援
 - 学習プログラムの提示
 - 福祉学習器材の貸出、人材の派遣
 - 市内社会福祉法人との連携

(4) 災害時における円滑なボランティア活動の推進

- ①粕屋地区社協との共同開催による災害ボランティア本部設置・運営訓練への参加
- ②防災訓練や関連研修への参加
- ③「古賀市災害ボランティア本部設置・運営の手引き」の見直し・改定

3 生活支援体制整備事業の推進

《事業目標》

住民や行政区、社会教育関係団体（構成員を含む）等（以下、「地域等」という。）が行う高齢者に対する支援の促進を図り、古賀市が実施している関連事業の周知及び活用を促すとともに、今後必要な支援について古賀市に提言を行います。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

- ①高齢者のつどいの場の充実及び新たな立ち上げの支援
 - ・地域等による新たな住民つどいの場の立ち上げ支援
 - ・地域等による住民つどいの場の充実支援
 - 介護予防サポーターによる地域等の支援
 - 古賀市が十分に状況把握できていない住民つどいの場の把握及び関係作り
- ②高齢者の見守りやゴミ出し等の支援の現状把握
 - ・地域等による見守りやゴミ出し等支援の現状把握
 - 支援の見える化
- ③新たな高齢者支援の担い手（協力者）への働きかけ
 - ・新たな地域等の活動の担い手（協力者）への働きかけ
- ④地域等による高齢者支援の充実及び必要な支援についての市への提言
 - ・高齢者支援の充実及び今後必要な支援の提言
- ⑤市が指定する会議等への生活支援コーディネーターとして参加
 - ・当該月の計画書に基づく会議等への参加

4 権利擁護事業の推進

《事業目標》

地域福祉事業（小地域福祉会活動、ボランティアセンター活動事業、生活困窮者支援事業（ふくおかライフレスキュー事業等））等と連携し、市民の権利擁護に関する総合相談窓口としての役割を果たします。また、安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業を推進し、個別支援を行います。さらに、市民による地域福祉活動への参加の一環として、市民後見人、市民生活支援員が安心して活動できる支援体制の構築と環境整備に努め、権利擁護活動を通しての市民活動を推進していきます。

（1）総合相談の実施

- ①高齢者・障がい者弁護士無料相談会の実施
- ②安心生活サポート事業相談及び日常生活自立支援事業相談の実施
- ③成年後見制度等相談の実施
- ④権利擁護事業の広報啓発
- ⑤権利擁護推進委員会の運営

（2）安心生活サポート事業等の実施

- ①安心生活サポート事業利用者及び日常生活自立支援事業利用者に対する個別支援の実施
- ②市民や関係機関への事業周知及び地域福祉係その他事務局内連携による潜在的なニーズの把握
- ③地域包括支援センターや保護係をはじめとする関係機関との連携

（3）法人後見事業の実施

- ①被後見人等に対する個別支援の実施
- ②市民や関係機関への事業周知及び地域福祉係その他事務局内連携による潜在的なニーズの把握
- ③福岡家庭裁判所や地域包括支援センター、保護係をはじめとする関係機関との連携
- ④法人後見運営委員会の運営

（4）人材育成と職員の資質向上

- ①市民後見人、市民生活支援員フォローアップ研修の実施
- ②市民後見人、市民生活支援員ミーティングの実施
- ③市民後見人、市民生活支援員に対する活動支援及び指導の実施
- ④各種研修等による職員の資質向上
- ⑤新たなソフト導入による事務の効率化

5 生活福祉資金貸付事業の推進

《事業目標》

高齢、障がい、低所得者世帯及び失業による生活困窮者に対する自立支援を目的とする制度の周知及び活用支援を行い、相談窓口の機能強化をめざします。また、市と連携した相談受付を行い、必要な支援へとつなげていきます。

- (1) 生活福祉資金貸付事業の周知
- (2) 民生委員・児童委員との連携による受付から償還までの相談機能の強化
- (3) 保護係（生活再生支援担当）をはじめとした関係機関との連携

6 生活困窮者支援

《事業目標》

「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」をめざし、支援対象となる本人の自己選択、自己決定を基本にしつつ、必要な支援を受けながら、経済的自立だけではなくその人なりの自立をめざします。また地域福祉係と連携し、協働による「地域づくり」の取組を進めていきます。

- (1) ふくおかライフレスキュー事業への参加
 - ①サポーター養成研修等への参加
- (2) 社会福祉法人をはじめとした関係機関との情報交換や連携強化
- (3) 食料支援等の実施

<事業部門>

1 居宅介護支援事業の推進

《事業目標》

住み慣れた地域での生活を続けたいという利用者の気持ちを受け止め、公正中立な立場から利用者の意向に沿ったケアプランを作成します。そのために医療機関、他事業所との連携をさらに深めていきます。

(1) 目標利用者数の確保

- ・1月あたりの利用者目標数

介護予防ケアマネジメント、介護予防支援	46人
居宅介護支援	205人

(2) 研修等による職員の資質向上

- ・定例会議の毎週開催による事例検討等の実施
- ・主任介護支援専門員研修受講
- ・介護支援専門員研修会参加
- ・古賀市居宅介護支援事業所ネットワーク研修会参加（年3回）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年5回）

(3) 介護サービス提供事業者や地域包括支援センター等の関係機関との連携

- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会・研究会等の実施
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加

(4) 権利擁護係、在宅福祉サービス事業係への情報提供及び連携

(5) 特定相談支援事業との一体的実施

(6) 介護支援専門員実務研修実習受入れ

2 通所介護事業の推進

《事業目標》

住み慣れた地域で安心して生活ができ、一人ひとりが健康的な在宅生活を送るために、心身状況に応じた個別の訓練を行い、自立支援に向けた生活機能向上をめざし、介護予防・日常生活支援事業への適切な対応を図りながら、自宅でできる運動や他者との交流を行い、生きがいや楽しみを感じながら日々過ごせるよう支援します。また、事業運営においては、総合事業（基準緩和）の運営方法について検討を行い、訪問介護事業との一体的なサービス提供体制のもと、適正かつ効率的な人員配置と事務管理に取り組みます。

(1) 目標利用者数の確保

① 1日あたりの利用者目標数

通所介護（現行相当を含む）	月～金	32人	土	21人	月～土	30人
総合事業（基準緩和のみ）	月～金	10人	土	2人	月～土	9人

(2) 研修等による職員の資質向上

① 定例研修会（1～2か月1回程度）

② 各種研修への参加

- ・古賀市通所系事業所ネットワーク研修会参加（年2回程度）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年5回）
- ・資格取得支援の実施

(3) 自立支援に向けたサービスの提供

- ① 個別ニーズに応じた目標・計画の設定と自立支援に向けたサービスの提供
- ② 和室や訓練用品を活用した生活機能向上をめざした個別訓練の充実

(4) 総合事業（基準緩和）の運営方法検討によるサービス提供体制の見直し

(5) 訪問介護事業との一体的なサービス提供体制の確立

- ① 適正かつ効率的な人員配置と事務管理

(6) 安全・快適で利用しやすい環境作り

(7) 利用者ニーズへの対応

- ① 利用者（家族）アンケートの実施

(8) 居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携

- ① 利用者ニーズに適切に対応するための適時報告や相談、サービス担当者会議等への参加

(9) 地域活動への支援

- ① 各種介護予防活動（福祉会・シニアクラブ等）への支援

3 古賀市介護予防出前講座の実施

《事業目標》

「古賀市まちづくり出前講座」の一環として、「今から始める介護予防」・「認知症を予防しよう」をテーマにした介護予防講座を実施し、高齢になっても元気でいきいきと生活するための介護予防の推進に努めます。

(1) 「いきいき体操」の実施

4 訪問介護事業及び障がい福祉サービス等事業の推進

《事業目標》

高齢になっても障がいがあっても、自宅でより充実した生活が続けられるよう「自立生活支援」の視点で、家事や身体介護、外出による社会参加等、個々に応じた適切な対応ができるよう努めます。サービス提供にあたっては、ヘルパー間、ケアマネジャー等関係機関との情報共有・連携により、利用者ニーズの把握、迅速・丁寧な対応に努め、利用者・家族から安心・信頼が得られる事業の実施をめざします。また、まかせて安心サービス（自費サービス）事業では、高齢者のみならず、子育て世代に対しても事業PRを積極的に行い、いつでも安心して使えるサービスとして周知を図っていきます。なお、事業運営においては、通所介護事業との一体的なサービス提供体制のもと、適正かつ効率的な人員配置と事務管理に取り組みます。

(1) 目標利用者数の確保

①1月あたりの利用者平均目標数

介護保険（介護給付）	訪問介護	64人	
（総合事業）	基準緩和	84人、	現行相当 23人
障がい福祉サービス	居宅介護	23人、	同行援護 4人、移動支援 4人
まかせて安心サービス		42人	

(2) 研修等による職員の資質向上

①定例研修会（毎月1回）

②各種研修への参加

- ・古賀市訪問介護員ネットワーク研修会参加（年2回程度）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年5回）
- ・福岡県ホームヘルパー連絡会研修会参加（年2回）
- ・事務所会議（毎月1回）

(3) 介護サービス・障がい福祉サービス事業者や地域包括支援センター、福祉課等の関係機関との連携

①利用者ニーズに適切に対応するための適時報告や相談、サービス担当者会議等への参加

(4) 利用者ニーズへの対応

①利用者（家族）アンケートの実施

(5) 通所介護事業との一体的なサービス提供体制の確立

①適正かつ効率的な人員配置と事務管理

5 その他事業の受託

《事業目標》

母子（父子）家庭に対し、一時的に必要とする生活援助を行い、自立した生活が継続できるよう支援します。

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

6 特定相談支援事業の推進

《事業目標》

障がいのある人の思いに寄り添い、適切なアセスメントに基づいた計画を作成し、利用者の目標達成に向けた支援に取り組みます。また、定期的にモニタリングを行い、計画が適切に実行され、利用者が望む自立した日常生活が送れているかどうか見守っていきます。

(1) 目標利用数の確保

- ・年間利用者目標数 計画相談支援（新規） 12人
計画相談支援（モニタリング） 12人

(2) 市町村や他相談支援事業所・障がい福祉サービス事業者との連携

- ・事例等に関する連携および対応策協議、サービス担当者会議での連携

(3) 研修等による職員の資質向上

- ・定例会議による事例検討等の実施
- ・相談支援従事者現任研修参加
- ・相談支援従事者初任者研修参加
- ・古賀市障害福祉サービス事業者連携会議参加

(4) 権利擁護係、在宅福祉サービス事業係への情報提供及び連携

(5) 居宅介護支援事業との一体的な事業運営

<指定管理部門>

1 社会福祉センター及び生きがい活動支援事業（しゃんしゃん）の管理運営の推進 《事業目標》

古賀市公の施設に係る指定管理者の指定を受けて、市民へ向けた社会福祉の充実をめざし、健康の保持増進及び教養の向上に努め、地域福祉の重要な拠点である古賀市社会福祉センターの更なる周知を図ります。

(1) 幅広い世代の居場所づくり

目標利用者数 年 48,210 人（内しゃんしゃん 3,110 人）

①大広間の活性化

- ・健康づくり、介護予防、生きがいづくりの機会の提供
- ・利用者の活動発表及び交流の場の提供
- ・子どもの学びの場や居場所づくりと多世代間交流の促進

②多目的グラウンドの活性化

- ・多目的グラウンドの多様な活動のための環境整備

③利用者の利便性の向上

- ・施設運営、接遇面におけるサービスの向上及び充実
- ・生活よろず相談の実施

④施設・設備の安全性の確保

⑤地域交流、事業啓発

- ・地域福祉活動の活性化の支援
- ・近隣施設との世代間交流や実習受け入れ
- ・千鳥苑かわら版やホームページによる情報発信

⑥しゃんしゃん事業

- ・運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムの実施

(2) 送迎バスの有効活用

①バス送迎時間外時における活用の検討

(3) 継続的な事業運営の充実とサービスの向上

①アンケート調査の実施

②定期的な職員会議による情報共有

③研修等による職員の資質向上

④総務・地域課及び事業課との連携

<総務部門>

1 法人運営事業

<事業目標>

総務・地域課、事業課、社会福祉センターが一体となり、「古賀市社会福祉協議会」の事業周知に努めます。

会員制度については、福祉会をはじめとする地域福祉活動者等との連携を図りながら、市民の理解と協力拡大をめざし、会員増につながる取組の検討及び啓発を継続して行っていきます。また、市内社会福祉法人との連携を通し、地域における公益的事業の推進に努めていきます。

(1) 社協の市民周知

①社協事業の周知

- ・事業説明会の実施
- ・寄附者、関係事業所等への社協だより送付
- ・社協 PR チラシの配付
- ・社協 PR カレンダーの配付
- ・イベントへの参加
- ・ホームページ、フェイスブックの有効活用

②会員の加入促進

- ・区長会や福祉会等の連携
- ・会員特典の充実に向けた検討
- ・会員証の見直し

(2) 福祉大会の開催

①地域福祉の啓発と顕彰の実施

(3) 社協の基盤強化

①事務局内の連携強化

課・係内会議実施による情報の共有

②人権研修、専門的な研修への参加

(4) 災害時相互支援の推進

①近隣社協及び関係団体との連携

- ・宗像市社協、福津市社協及び宗像青年会議所(宗像 JC)との連携
- ・粕屋地区社協及び福岡県社協との連携
- ・古賀市、自主防災組織との連携

(5) 地域における公益的事業の推進

①市内社会福祉法人との連携強化

- ・古賀市社会福祉法人連絡協議会の運営